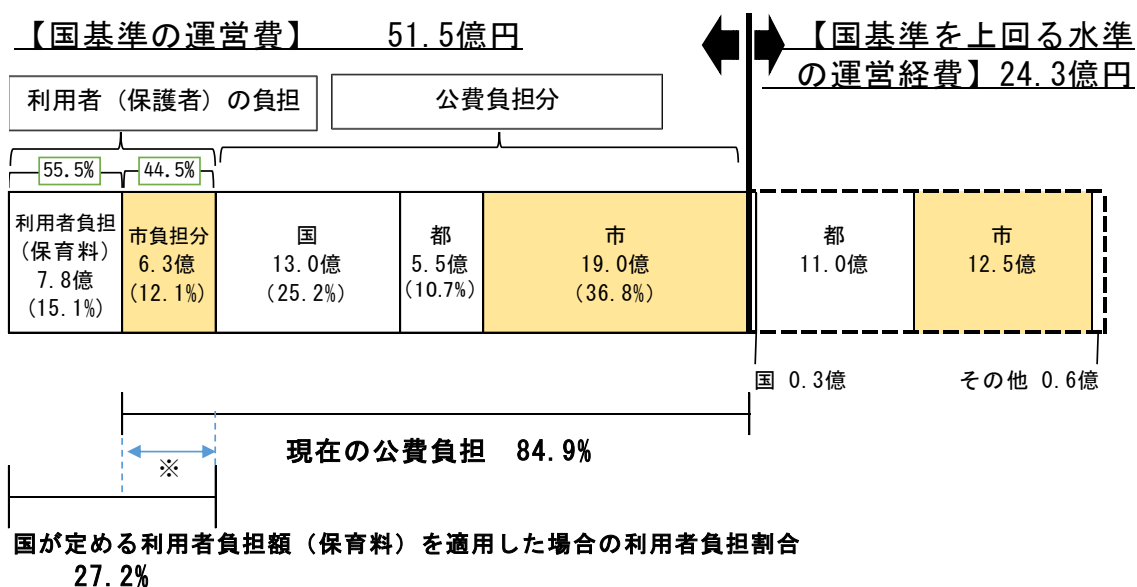


利用者負担（保育料）見直しの方向性についての検討

・保育料の見直しについては、明確なコストを示し、必要性の説明を行う

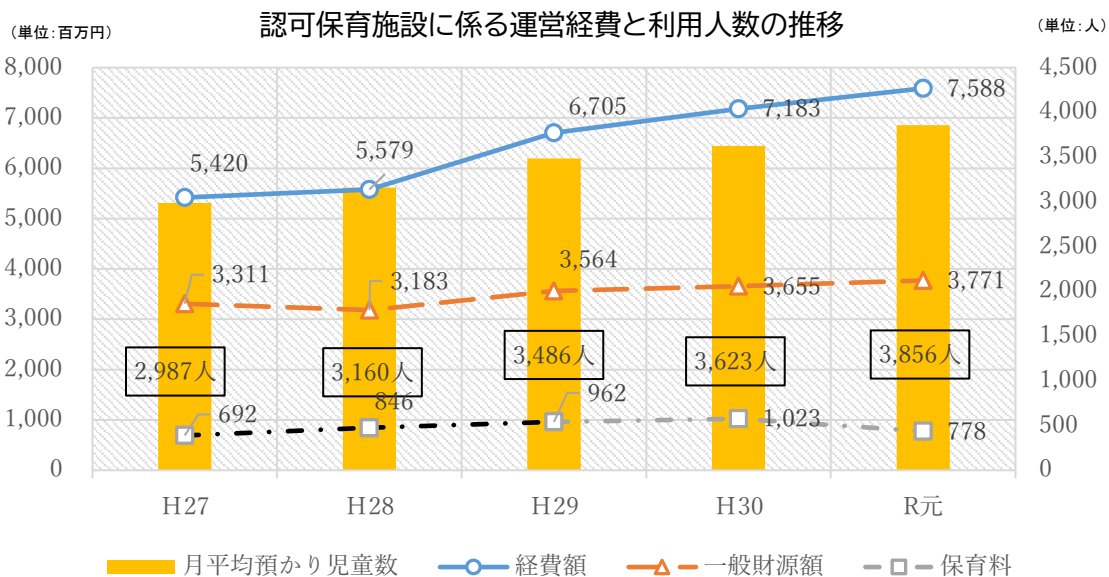
ア 認可保育施設の運営に係る負担割合について

令和元年度実績



イ 認可保育施設に係る運営経費の推移

待機児童対策及び保育士等の処遇改善の進展により、認可保育施設に係る運営経費は増加傾向にあります。平成 28 年度に実施した保育料の見直しにより、保育料は増加し、一般財源額は減少しましたが、待機児童対策や保育士等の処遇改善等を進めたことなどにより、翌平成 29 年度以降の一般財源額は保育料見直し前の水準を上回っています。



・階層区分の見直しも検討の対象とし、国負担額との割合について整理し、段階的な見直しの方向性とする

保育料を徴収している階層は、国：(3～8) 6階層 < 市：(C～D25) 26階層となっています。

階層区分を見直さずに、利用者負担の見直しを繰り返すと、国の所得階層で同一階層に含まれる世帯の中で、所得が高い階層（例③）が国基準に達した以降は、所得が低い階層（例②, ①）だけ利用者負担が増加していくことになります。

例) 国	市
⊖ : 20 千円	① : 10 千円
	② : 13 千円
	③ : 15 千円

前回の答申で方向性が示された、「将来的には、国が定める利用者負担の 100%を目指す」ためには、市の階層区分を段階的に国の階層区分に合わせていく必要があります。

・応益負担の考えから、0歳児料金の設定を検討する

(2) で説明した通り、これ以上の階層の細分化には将来的な課題があります。

現状の利用者負担は所得に応じた応益負担の考え方に基づいて設定されています。年齢に応じた利用者負担についてみると、公定価格は0歳、1・2歳、3歳、4・5歳の4区分に分けて設定されていますが、令和元年10月の無償化以前は国基準でも0～2歳、3歳～5歳の2区分であり、公定価格と利用者負担に整合性はありません。

これらのことから、0歳児料金の設定は行わないこととします。

・最高額料金についても、高所得者を対象とした階層を検討する

(2) で説明した通り、これ以上の階層の細分化には将来的な課題があります。

人数を見ると D22～D25 の階層区分のうち最高額の D25 階層に人数が偏在しています。

国	8			
市	D22 : 12 人	D23 : 18 人	D24 : 11 人	D25 : 53 人

また国基準と比較すると、各階層の最高額の中で高所得者を対象とした D25 階層の国基準比が比較的低くなっています。

国	3	4	5	6	7	8
市	D2 国比 43%	D6 国比 73%	D10 国比 71%	D17 国比 74%	D21 国比 74%	D25 国比 70%

これらのことから、階層区分の整理と最高額の引き上げの検討を進めます。

・見直しの幅については、他市とのバランスも踏まえ、検討する

近隣自治体の利用者負担額と比較すると、国基準3に当たるC階層からD6階層について、西東京市の利用者負担額が比較的高い傾向があります。見直しにあたってはこれらの層の利用者負担の引き下げも検討します。また最高額は近隣自治体で3番目、多摩26市で4番目に高い額となっていることにも留意します。